

令和 2 年 第 1 回

千 早 赤 阪 村 定 例 会
会 議 録

令和 2 年 3 月 4 日 開会

2 1 日間

令和 2 年 3 月 2 4 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

令和2年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和2年3月4日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

2番 関口ほづみ

3番 井上浩一

4番 田村陽

5番 千福清英

6番 藤浦稔

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

5番 千福清英

6番 藤浦稔

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親

副村長 清水秀都

教育長 栗山和之

総務課長 日谷順彦

会計管理者兼
税・債権担当課長

北浦信行

人事財政課長 中野光二

地域戦略室長 赤阪秀樹

住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 尾谷浩

健康福祉課
健康担当課長

西口美和

理事 上田知弘

理事 後藤崇幸

理事兼災害復旧室長 中川郁雄

観光・産業振興課長 菊井佳宏

施設整備課長 下休場健司

理事 藤本佳奈

教育課長 森田洋文

7. 職務のため議場に参加した者の職氏名

局長 植木朋子

主査 石橋成元

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

日程第4 議案第2号 千早赤阪村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関

する条例制定について

- 日程第 5 議案第 3 号 千早赤阪村印鑑条例の改正について
- 日程第 6 議案第 4 号 千早赤阪村職員定数条例の改正について
- 日程第 7 議案第 5 号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について
- 日程第 8 議案第 6 号 千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正について
- 日程第 9 議案第 7 号 千早赤阪村立いきいきサロン設置条例の改正について
- 日程第 10 議案第 8 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 11 議案第 9 号 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 12 議案第 10 号 令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 11 号 令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 12 号 令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 13 号 令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 2 年度千早赤阪村一般会計予算
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 2 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 2 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 2 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 2 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 2 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算

午前10時00分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第1回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 皆さんおはようございます。

令和2年第1回千早赤阪村議会定例会に御参集いただき、まことにありがとうございます。

本年は、1月に中国武漢で始まりました新型コロナウイルス感染拡大が我が国にも広がりました。国、府、村を挙げて感染阻止に動いているところでございます。本議会後の全員協議会で村の方針、対策の説明を行います。村からは絶対感染者を出さないよう御協力をお願いいたします。

本議会は、6月21日に村長選挙がありますので骨格予算ではございますが、一般会計が35億4,000万円、新庁舎関係経費を除いた場合は30億6,000万円となっており、対前年度比2.2%減、また新庁舎関係経費を除きますと30億6,000万円で、対前年度比13.8%減の予算となっております。

また、予算編成の方針といたしましては、村の10年先、20年先を見据えた優先度の高い事業への取り組み、また少ない人員で最大効果の発揮を求め、スクラップ・アンド・ビルドの実施を行った予算であります。

皆さんとの協議を経て、よりよい村づくりに当たっていきたくと思います。よろしく御審議をお願い申し上げ、開会冒頭の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 次に、2月26日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 去る2月26日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、議案第2号から議案第19号までの18議案でございます。

審議方法は、議案第2号から議案第13号の12議案は、村長の提案理由の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

議案第14号から議案第19号の令和2年度予算6議案については、村長の提案理由の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日3月4日から3月24日までの21日間と決しておりますので、あわせて御報告を申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番千福議員、6番藤浦議員を指名いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月4日から3月24日までの21日間といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月4日から3月24日までの21日間と決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の田村議員から、組合議会定例会の報告がございます。

田村議員。

○田村議員 令和2年2月14日、第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容の御報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会開催の結果として、提出議案、会期などについて確認されたことの報告がございました。また、事務局から各施設の整備などについて説明がありました。

続きまして、本会議では4件の提出案件がございました。順に申し上げますと、1、承認第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和元年の人事院勧告に伴い、富田林市に準じ、令和元年12月23日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。

改正内容は、一般職給料表の水準について、平成31年4月にさかのぼり、平均で約0.1%引き上げるとともに、一般職の職員の令和元年12月の勤勉手当支給割合を0.05カ月分引き上げ、令和2年4月以降の勤勉手当の支給割合を6月、12月で均等になるよう改めるものでございます。

2、議案第1号令和元年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）は、第2清掃工場基幹的設備改良事業費、残滓処理事業費、人件費及び業務委託の債務負担行為のそれぞれの補正により、補正額は1億837万8,000円の減額、補正後の額を23億7,346万9,000円とするもので、原案どおり可決されました。

3、議案第2号令和2年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を35億380万5,000円と定め、継続費では資源再生センター基幹的設備改良事業において令和2年度から2カ年で総額9億9,000万円と、また地方債では第2清掃工場基幹的設備改良事業、残滓処理事業及び資源再生センター基幹的設備改良事業の起債の限度額等によるもので、原案のとおり可決されました。

また、歳入歳出予算の歳入でございますが、分担金及び負担金は19億1,194万5,000円で、前年度比4,039万1,000円の減、なお千早赤阪村の分担金は前年度比226万3,000円増の5,528万3,000円でございます。

使用料及び手数料は7,878万3,000円、国庫支出金は5億8,595万3,000円、財産収入は409万2,000円、繰入金は1億7,657万4,000円、繰越金は8,200万円、諸収入は15万8,000円、組合債は6億6,430万円でございます。

歳入の主なものは、3施設の改良事業に伴う交付金、起債、繰入金等で収入増となっております。

次に、歳出でございますが、議会費は381万3,000円で、前年度比15万5,000円の減、総務費は6,712万6,000円で、前年度比3,457万1,000円の減で人件費の減が主なところ、衛生費は34億983万1,000円で、前年度比10億5,989万4,000円の増となっており、そのうちごみ処理費では第1清掃工場業務管理費が前年度比1,159万円減の7億8,069万5,000円、第2清掃工場業務管理費は前年度比2,273万6,000円増の6億538万4,000円、財産管理費は前年度比595万9,000円減の3億4,055万4,000円、残滓処理事業費は1,475万円減の829万1,000円、シール印刷等業務管理費は1,193万4,000円、第1清掃工場基幹的設備改良事業費は長寿命化総合計画策定等の業務料で990万円、第2清掃工場基幹的設備改良事業費は13億254万3,000円で、令和

元年度から3カ年継続事業の2年目の工事費等の計上。

以上、ごみ処理費が前年度比10億3,406万9,000円増の30億5,930万1,000円でございます。

し尿処理費では資源再生センター業務管理費が前年度比22万4,000円増の1億7,162万7,000円、財産管理費は1億3,597万1,000円、資源再生センター基幹的設備改良事業費は前年度比3,302万1,000円増の4,293万2,000円で、令和2年度から2カ年継続事業の1年目の工費等を計上。

以上、し尿処理費が前年度比2,582万5,000円増の3億5,053万円でございます。

次に、公債費では、元金、利子合わせまして803万5,000円で、前年度比109万2,000円の増となっております。

最後に、予備費につきましては、前年度と同額の1,500万円でございます。

新年度予算は以上でございます。

なお、この議案に関する主な質疑は以下のとおりでございました。

災害廃棄物処理に関する考え方についての質疑があり、事務局より、現在環境省の補助事業である災害廃棄物処理計画策定のモデル事業に組合も構成市町村と参画しており、次年度以降に各市町村の災害廃棄物処理計画の策定に当たり、組合の処理、処分に関する事項について盛り込んでいただく予定であるとの答弁がありました。

次に、職員の退職に伴う技術の承継についての質疑があり、技術系の新規職員の採用、職員の資質向上に向けて、研修会や講習会への参加、経験、知識のある職員と経験の浅い職員がペアを組んでの業務や作業などにより、技術、ノウハウの承継に努めているとの答弁がありました。

4、監査報告第1号例月出納検査の結果報告については、令和元年度の10月から12月分の検査結果の報告でございまして、特に問題はなかったとのことでした。

以上、簡単でございますが、これをもちまして令和2年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○田中議長 以上で諸報告を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、議案第2号千早赤阪村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第2号は、千早赤阪村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例制定についてでございます。

本議案は、平成27年度の村営金剛山ロープウェイ及び村営宿泊施設香楠荘における指定管理者の指定手續において、情報漏えいなど不適切な事務処理が発覚したことを受け、再発防止のための取り組みとして公正かつ透明性を確保するとともに、全庁的に統一した指定手續とするため、新たに指定管理者の指定手續に関する条例を制定するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第2号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、議案第3号千早赤阪村印鑑条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第3号は、千早赤阪村印鑑条例の一部改正についてでございます。

本議案は、成年後見人等権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録をすることができない者としていた成年後見人を一定の要件を満たした場合には印鑑登録をすることができるよう、村印鑑条例の一部を改正するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第3号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第4号千早赤阪村職員定数条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第4号は、千早赤阪村職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、地方分権による国・府からの権限移譲やロープウェイ問題を初め、少子・高齢化施策や新庁舎建設など、山積する本村の課題に対応するため今後事務量が増加するこ

とから、職員定数の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第4号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第5号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第5号は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部改正についてでございます。

本議案は、地方公務員の特別職の任用が厳格化されることに伴う改正及び千早赤阪村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定に伴い、公の施設指定管理者選定審査会委員の報酬額を当該条例に規定するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第5号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第6号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第6号は、千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、令和元年度人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたことに伴い、一般職の職員の給料表に準じて改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第6号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第9、議案第7号千早赤阪村立いきいきサロン設置条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第7号は、千早赤阪村立いきいきサロン設置条例の一部改正についてでございます。

本議案は、千早赤阪村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例制定に伴う所要の改正及びいきいきサロン使用料金について明文化するため、改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第7号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第10、議案第8号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第8号は、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

本議案は、河南町、太子町及び千早赤阪村の3町村で締結しております介護認定審査会共同設置規約第3条に規定する執務場所を、基本協定に基づき本年4月1日から太子町役場に変更することから、規約の変更に関する協議を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第8号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、議案第9号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第9号は、令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ3億6,461万1,000円を減額いたしまして、予算総額を35億7,663万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきましては、村税、地方交付税等の一般財源及び国庫支出金及び府支出金、繰入金、村債、その他特定財源の決算見込みに伴う減額の補正でございます。

一方、歳出につきましては、村債管理基金積立金の減額及び決算見込みに伴う不用額の減額と、小・中学校校内通信ネットワーク整備事業費の増額などがございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第9号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第12、議案第10号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第10号は、令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ100万2,000円を減額いたしまして、予算総額を9億2,858万2,000円といたすものでございます。

主なものにつきましては、歳入は府支出金や繰入金等の実績見込みに伴う増減額が、歳出は実績見込みに伴う総務費、保険事業費、諸支出金など、不用額の減額でございます。

診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ54万2,000円を減額いたしまして、予算総額を3,194万9,000円といたすものでございます。

主なものにつきましては、実績見込みに伴う一般管理費の不用によるものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第10号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第11号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第11号は、令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3

号)でございます。

本議案につきましては、歳入歳出それぞれに1億2,137万6,000円を減額いたしまして、予算総額を6億297万6,000円とするものでございます。

歳入の主な内容でございますが、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金などの特定財源の減額及び前年度繰越金の増額などがございます。

歳出につきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業の不用額の減額並びに財源更正や基金積立金の補正などがございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第11号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第12号令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第12号は、令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ154万2,000円を減額いたしまして、予算総額を1億1,330万2,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては保険基盤安定繰入金金の確定などによる減額でございます。

歳出につきましては、広域連合納付金の確定による減額でございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第12号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、議案第13号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第13号は、令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,401万6,000円を減額いたしまして、予算総額を2億3,090万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、南河内4市町村下水道事務広域化事業負担金760万円の減額補正及び地方債の限度額を変更するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 議案第13号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第16、議案第14号令和2年度千早赤阪村一般会計予算から議事日程第21、議案第19号令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の6議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議案第14号から議案第19号までは、令和2年度の一般会計及び特別会計予算でございます。

令和2年度当初予算案は、本年6月に村長選挙が執行予定のため、骨格予算として予算編成いたしました。人件費、扶助費、公債費など義務的経費や施設管理費等の経常的経費のほか、村民の皆様にとって必要なサービスを提供する事業、緊急性や継続的に実施する必要のある事業の予算を計上しております。厳しい財政状況であるとの認識のもと、持続可能な財政運営に向け、創意工夫や選択と集中による限られた予算と人材で最大の効果が得られるように予算編成しております。

その結果、令和2年度当初予算における一般会計は、対前年度比2.2%減の35億4,185万8,000円となっており、特別会計の総額は19億7,499万2,000円で、一般会計及び特別会計の総額は55億1,685万円となりました。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 令和2年度予算6議案につきましては、議会運営委員会において、それぞれ所管の常任委員会に付託する旨決定をしております。

議案第14号から議案第19号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、それぞれ所管の総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

なお、この後10時40分よりこの場所で全員協議会が閉会されますので、よろしくお

願いたします。

どうも皆さん、長時間、御苦労さまでございました。

午前10時30分 散会

令和2年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和2年3月24日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番	田中博治	2番	関口ほづみ
3番	井上浩一	4番	田村陽
5番	千福清英	6番	藤浦稔
7番	山形研介		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長	松本昌親	副村長	清水秀都
教育長	栗山和之	総務課長	日谷順彦
会計管理者兼 税・債権担当課長	北浦信行	人事財政課長	中野光二
地域戦略室長	赤阪秀樹	住民課長	池西昌夫
健康福祉課長	尾谷浩	健康福祉課 健康担当課長	西口美和
理事	上田知弘	理事	後藤崇幸
理事兼災害復旧室長	中川郁雄	観光・産業振興課長	菊井佳宏
施設整備課長	下休場健司	理事	藤本佳奈
教育課長	森田洋文		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長	植木朋子	主査	石橋成元
----	------	----	------

7. 議事日程

日程第1 議案第2号 千早赤阪村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例制定について（委員長報告）

日程第2 議案第3号 千早赤阪村印鑑条例の改正について（委員長報告）

日程第3 議案第4号 千早赤阪村職員定数条例の改正について（委員長報告）

日程第4 議案第5号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について（委

員長報告)

- 日程第 5 議案第 6 号 千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正について (委員長報告)
- 日程第 6 議案第 7 号 千早赤阪村立いきいきサロン設置条例の改正について (委員長報告)
- 日程第 7 議案第 8 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 9 号 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 1 2 号) (委員長報告)
- 日程第 9 議案第 1 0 号 令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第 1 1 号 令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) (委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第 1 2 号 令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 令和 2 年度千早赤阪村一般会計予算 (委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 令和 2 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 令和 2 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 令和 2 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 令和 2 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 令和 2 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算 (委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 副村長の選任について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 1 3 号)
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

- 日程第 2 3 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 2 4 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 5 金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 6 一般質問

午前10時00分 開議

○田中議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第1回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○田中議長 日程第1、議案第2号から日程第18、議案第19号までの18議案につきましては、3月4日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

次に、議案第2号から議案第13号の12議案について、委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

次に、議案第14号から議案第19号の6議案について、委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第1、議案第2号千早赤阪村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例制定についてから日程第12、議案第13号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の12議案を一括議題といたします。

まず、議案第2号千早赤阪村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例制定について、議案第3号千早赤阪村印鑑条例の改正について、議案第4号千早赤阪村職員定数条例の改正について、議案第5号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について、議案第6号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正について、議案第7号千早赤阪村いきいきサロン設置条例の改正について、議案第8号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、議案第9号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）の総務民生所管分、議案第10号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第11号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第12号令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の11議案について、総務民生常任

委員長の報告を求めます。

井上委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る3月4日の本会議において付託を受けました議案11件の審査を行うため、3月5日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第2号千早赤阪村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例制定について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第2号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第2号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号千早赤阪村印鑑条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第3号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第3号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号千早赤阪村職員定数条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第4号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第4号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第5号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第5号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。こ

のような経過を経て、議案第6号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第6号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号千早赤阪村いきいきサロン設置条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第7号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第7号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に  
関する協議について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第8号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第8号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）総務民生所管分の  
審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第9号の総務民生所管分についての質疑を終結した後、採決を  
いたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第9号の総務民生所管分は本会議において  
原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の  
審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第10号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第10号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）の審査  
の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第11号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第11号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

た。

次に、議案第12号令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第12号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第12号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思っております。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第9号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）の文教建設所管分、議案第13号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の2議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

千福委員長。

○千福文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る3月4日の本会議において付託を受けました議案2件の審査を行うため、3月6日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第9号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）文教建設所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第9号の文教建設所管分の質疑を終結した後、採決いたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第9号の文教建設所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第13号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第13号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

た。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 自席へどうぞ。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第2号千早赤阪村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号千早赤阪村印鑑条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号千早赤阪村職員定数条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号千早赤阪村いきいきサロン設置条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算(第12号)に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第3号)に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号令和元年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 続きまして、日程第13、議案第14号令和2年度千早赤阪村一般会計予算から日程第18、議案第19号令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の6議案を一括議題といたします。

まず、議案第14号令和2年度千早赤阪村一般会計予算の総務民生所管分、議案第15号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算、議案第16号令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計予算、議案第17号令和2年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算の4議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る3月4日の本会議において付託を受けました令和2年度予算4議案の審査を行うため、3月10日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第14号令和2年度千早赤阪村一般会計予算の審査の結果を報告いたします。

総務民生常任委員会所管の議会費及び総務課、人事財政課、住民課、健康福祉課の歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第14号の総務民生所管分についての質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、賛成多数となり、議案第14号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第15号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第15号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第16号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第16号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号令和2年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第17号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第17号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思っております。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 自席へお戻りください。

これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第14号令和2年度千早赤阪村一般会計予算の文教建設所管分、議案第18号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算、議案第19号令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の3議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

千福委員長。

○千福文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る3月4日の本会議において付託を受けました令和2年度予算3議案の審査を行うため、3月11日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第14号令和2年度千早赤阪村一般会計予算の審査の結果を報告いたします。

文教建設常任委員会所管の教育委員会教育課、観光・産業振興課、施設整備課の歳入歳出について、それぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第14号の文教建設所管分についての質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、賛成多数となり、議案第14号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第18号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第18号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第19号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第19号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただ

きたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 自席へお戻りください。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第14号令和2年度千早赤阪村一般会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は、第14号議案令和2年度千早赤阪村一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

本予算は、6月の村長選挙を控え、経常的な経費のほか、緊急性を要する安全・安心対策事業や国、府、関係団体との連携、協調が必要な事業など、骨格予算となっており、35億5,418万8,000円で対前年比7,874万3,000円の減となっています。

村の予算編成方針によりますと、第4次総合計画及び過疎自立促進計画の最終年度であることを踏まえ、計画に掲げる施策を着実に推進する必要があるとしています。必要な施策、予算は、村長選挙後、新しい村長によって提案されることとなっております。この間、災害復旧事業や防災対策など、国や府と協議し、事業推進に努力されてきたことは、住民の一人として職員の皆さんに感謝し、評価するものもあります。また、予算の中には、この間私ども日本共産党が要求してきた就学援助の入学準備金の前倒し支給の実現や、地域公共交通利用助成について、タクシー助成と合わせて南海バス、金剛バスの運賃助成も選択できるようにするなどの前進が見られるものの、まだまだ住民の要求を解決するには至っていません。子育て施策はきめ細かく行われている部分もありますが、子ども医療費助成について、大阪府下では高校卒業までの助成が広がる中、村は中学校卒業までとなっております。子どもの数が少ない中で、村単独部分で150万円から200万円あれば可能です。令和元年度実施された自然災害などによる倒木の未然防止、保全などのための村道等支障木伐採事業は地区主催で実施され、効果がありました。単年度限りにせず、継続するよう予算要望してきたところですが、そのことは反映されておられません。

一方、予算編成方針では、自主財源である村税の確保が年々厳しさを増す中、社会保障費や老朽化が進む公共施設の維持、修繕などに係る経費の財源を確保しなければならない

など、構造的に厳しい状況にあるとしながら、村長の退職金は1期4年分1,440万円をきっちりと計上しています。これまでの3期12年で3,494万4,000円の支給と合わせると、4,934万4,000円にもなります。4期16年間で4,934万円もの退職金を受けることとなります。経団連の調べでは、一般企業60歳定年で大学卒業38年勤続2,374万2,000円、高校卒業42年間勤続で2,047万7,000円、また村職員の定年退職金2,000万円弱と比べても、16年間で4,934万円は多過ぎると思いませんか。この間、退職金の減額を求め、予算審議でも減額する意思はないかお尋ねいたしましたが、村長は減額する考えはないと答弁されました。村の成人式やイベントなどでの村長の姿勢に、村民から批判の声が上がっています。議会としても村長のこうした姿勢を見過ごすことはできないとして、平成30年9月とことし2月、議長、副議長から村長の姿勢を改めるよう申し入れしてきたところでございます。

こうしたことなどから、村長の政治姿勢にも問題があると考え、本予算に反対することを表明し、討論いたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

田村議員。

○田村議員 では、議案第14号令和2年度千早赤阪村一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

令和2年度千早赤阪村一般会計予算の内容につきましては、各担当課からの詳細な説明を得たところでございます。令和2年度は、6月に村長選挙が行われる関係で骨格予算となっておりますが、子育て世帯を支援するための事業や、各種福祉、保健施策、教育環境の充実など、住民にとって必要なサービスを提供する事業、継続的に実施される事業といった必要最低限の予算が計上されており、一定の評価をいたすものでございます。

厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営に向け、選択と集中による限られた財源を有効活用し、村民目線で事業を推進するのはもちろんのこと、村長選挙後には村民のニーズを的確に把握しながら補正予算で事業の肉づけがされることを期待し、賛成討論いたします。

以上です。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成5名 反対1名)

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

関口議員。

○関口議員 第15号議案国民健康保険特別会計予算について、意見を申し上げます。

2018年4月から国保の財政運営が都道府県単位となり、大阪府は国保料を2024年に府内統一化を実施しようとしております。2019年度に統一保険料を採用している自治体は、島本町や松原、藤井寺など、10市町ある中で、村は独自に保険料を採用しているため、府下平均より低く抑えられ、2020年度の国保料は前年度並みの保険料となり、評価するところです。国保基金残高は、1億4,000万円あります。今後も基金を活用し、国保料の据え置き、引き下げに努力されるよう要望します。

2024年には、国保料は府下統一化が予定されております。統一保険料になれば、今より高くなる自治体がふえる中で、統一保険料に反対の声が上がっております。村として、国保料の統一化に反対の声を上げていただくこと、また現在、新型コロナウイルス感染拡大により、国民生活に大きな影響が出ているところです。国保料統一化の経過措置期間の延長を府に要望していただくことを申し添え、意見といたします。

○田中議長 これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

関口議員、どうぞ。

○関口議員 第16号議案介護保険特別会計予算に対しての意見を述べさせていただきます。

介護保険制度が施行されて20年を迎えました。村の保険給付費は、前年度より5,670万円の減額となっておりますが、これは例年の実績から算出しているということであり、介護サービスを受けられる方が計画より少ないことが読み取れます。一方、介護保険料の基準額は、府下でも低いほうから数えて13番目と努力していただいています。また、元気で暮らせるようにと介護予防事業も推進されています。2021年度は第8期の改定となり、2020年度は介護保険事業計画策定の費用なども含まれています。村介護保険料は府下でも低いほうであるとしても、年金から徴収される介護保険料は重くのしかかっているというのが実感です。1億5,000万円の基金も活用し、介護保険料の引き下げに努力されるよう要望し、意見といたします。

○田中議長 これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号令和2年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号令和2年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号令和2年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第19、議案第20号副村長の選任についてを議題といたします。

本案は、人事案件でございます。本案に該当される方がおられますので、退席を求めます。

清水副村長、御退席をお願いいたします。

(清水副村長 除斥)

○田中議長 提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第20号は、副村長の選任についてでございます。

清水秀都氏の任期が令和2年3月31日をもって満了となりますが、引き続き副村長に選任するものでございます。再任でございますので、簡単に御説明いたします。

清水氏の主な経歴ですが、平成18年4月に泉南市理事に派遣、平成20年4月から総務部市町村課総括課長補佐、以降健康医療部地域保健感染症課参事、健康医療部地域保健課長を歴任され、平成28年4月から副村長に就任いただいております。

以上のことから、副村長として最適任であると考えますので、御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第20号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第20号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第20号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

ここで、退席者の入場を求めます。しばらくお待ちください。

(清水副村長 復席)

○田中議長 ただいまの結果につきましては、原案に同意することに決定いたしましたので、お知らせをいたします。

ただいま副村長として議会で同意されました清水秀都氏により、一言御挨拶をお願いいたします。

○清水副村長 ただいま人事案件、御承認いただきまして、まことにありがとうございます。

4年間というのは、非常に早かったなというふうに思います。新庁舎問題から始まりまして、道の駅、それとビジターセンター、診療所の指定管理、幼稚園の廃園、それ以外にも小吹台で解体業の問題というのがございました。5,000名を超える方の署名をいただいて、環境条例の制定ということに相なったわけでございます。それ以外にも、保育園の園庭の崩落、あるいはちょっと前ですけども、大量のアスベストが村内に不法投棄されるという事件もございました。いずれの問題もそんなに簡単なことではなかったわけですが、私の価値判断としては、最後は住民がどう考えるか、住民がどう行動するかということで、最終的に判断をしてみました。もちろん、そのことを進めていくに当たって多くの住民からお叱りもたくさんいただきました。でも、住民のハレーションがあるからこそ、未来があるんだというふうに思います。私に対する御批判というの、たくさんありました。ありましたというか、多分今でもあると思います。でも、その批判があるというのは、ある意味健全な姿だというふうに思いますし、そのことをみずから言い聞かせて、この間やってまいりました。そういう意味では、勤めさせていただいた4年というのは、ある意味変化をつくるためのきっかけ、変化のためのきっかけづくりの4年間、そういう意味合いがあったというふうに今思っています。

じゃあ、これからの4年間はどうかということですが、村の喫緊の課題としてはロープウェイがあります。上水の問題、下水の問題もあります。この3つの事業で大体ばくっとですけども、年間の個人住民税に相当するコストがかかっていると。これにごみとか消防を入れると、村税の額に匹敵するということになります。でも、思い考えていただくと、それ以外に村はいろんな事業をやっています。子育て、教育、福祉、こういうのは、将来世代の負担によって今事業ができているということをもう一度我々は再認識すべきだというふうに思っています。もちろん、将来に対する不安というのは、どう頑張ったってゼロにはなりません。だけど、それを少し和らげる、少なくするということは努力次第では可能だと思いますし、それが我々行政マンに与えられたミッションだと思います。また、政治の役割だというふうに思っています。これからいろんな課題も出てこようかと思えます。これまでの価値判断ではだめだと、あるいは新しい発想でやらないとだめだという危機感はここ一、二年、行政と議会で随分と共有できてきたんじゃないかなと、こんなふうにも思っています。

これからはロープウェイを初め、いろんな課題がありますけども、最終的に住民にとってベストな選択は何なんかということを考えながら、これまで以上の高みを目指して行政

運営、行政執行に努めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第20、議案第21号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第21号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき、炭谷芳輝氏68歳の選任につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

今回の選任は、委員をお願いしておりました南本齋委員が令和2年3月31日付で辞職されることによるもので、その後任の委員として炭谷氏をお願いするものでございます。

南本氏につきましては、平成23年1月から委員を務めていただき、その御苦勞に対し深く感謝するものでございます。

炭谷氏は、関西大学を御卒業後、河南町役場に入庁され、税務課長、健康福祉部長を経て、現在、社会福祉法人武田塾の障がい者グループホームひなたにおいて非常勤職員としてお勤めされております。人柄は温厚、人格高潔、さらに税務行政に対する見識も高く、広く社会の実情に通じた方でございます。

私といたしましては、固定資産評価審査委員会委員として最適任と考えますので、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

なお、御同意いただければ、任期は前任者の残任期間の令和2年4月1日から令和5年1月17日まででございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第21号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第21号につきましては本会議で議決す

ることに決しました。

これより議案第21号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第21、議案第22号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第22号は、令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ82万5,000円を追加いたしまして、予算総額を35億7,746万2,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳出におきましては、時間外勤務手当を増額するものです。繰越明許費につきましては、プレミアム付商品券事業、村道整備工事2件、千早地区避難施設等測量調査委託が年度内に完成する見込みが立たないため繰り越すものでございます。また、債務負担行為につきましては、公共工事積算システム導入の期間及び限度額を変更するものです。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、議案第22号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算(第13号)につきまして御説明を申し上げます。

まず、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正でございますが、追加となる事業につきましては、社会福祉費、プレミアム付商品券事業75万円は、3月末まで事業があることから、換金業務が4月にずれ込むためでございます。道路橋梁費の村道御倉大峯線舗装工事394万6,000円と村道赤阪城跡線擁壁整備工事297万円につきましては、いずれも新型コロナウイルスの影響によりまして、作業日程や材料の確保に時間を要することから繰り越すものでございます。消防費の千早地区避難施設等測量調査委託料169万4,000円は、地権者との現地立ち会いや合意手続の調整に時間を要するためでございます。

5ページの第3表、債務負担行為の補正につきましては、公共工事積算システムの更新に当たりまして入札を実施いたしましたが、入札が不調となり、業者を選定できなかったことから再度業者を選定する必要があるため、期間と限度額を変更するものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

歳出でございますが、年度末を迎えるに当たりまして、事業担当課において業務量が増加していることから、時間外勤務手当を補正するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

歳入でございますが、財政調整基金を繰り入れするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 千早地区の避難所の関係なんですけれども、地権者との立ち会いがおくれたということで繰越明許されておりますが、この避難所の計画といいますのは、いつ完成を予定しているのかお尋ねします。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 千早地区避難所の関係の今後のスケジュールということでございますが、昨年5月に全員協議会のほうにおいて御説明もさせていただいておりますが、今年度におきましては測量、境界確定という作業を行いまして、一部来年度に繰り越すということで今回御提案させていただいておりますけれども、来年、令和2年度につきましては、土地の地質調査であったり設計業務を行っていきたく。最終的には令和3年度に工事着工ということなんですけれども、できるだけ有利な財源を確保したいということから、一応有利な起債というのがあるんですけども、それが令和2年度に着工できれば活用できるということがございますので、できるだけ早い時期に着工していきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 国の有利な補助金なりを活用して、できれば4月以降の着工に進みたいという計画を持っておられるわけなんですけど、令和2年度は設計委託に280万9,000円、地質調査に240万円の予算を組み、それでこの立ち会いがおくれることによって国のこういう有利なことが活用できなくなるのではないかと、その辺の見通しといいますか、立ち会いのおくれはどういうおくれでこうなっているのか、いろいろ事情があるとは思いますが、計画どおり令和2年度、少しでも着工できるように進めるのかどうか、その辺が不安なんですけれども、担当としてどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 立ち会い、境界確定につきましては、当然相手の方がおられることなので、一定どうなっていくかということは当然あるんですけども、基本的には今の段階でできるだけ有利な状況の中で進めていきたいというふうには考えておりますので、担当といたしましては、そこは可能な限り早期に実現できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 地権者の関係者ですけども、村内の人かと思いますが、金剛バスかなんかもその辺にかかわっているかと思いますが、村内、村外、どれくらいの方がおられるのかをお尋ねしたいと思います。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 すいません、今その詳細資料を持っておりませんので、あれなんですけれども、基本的には村内の方が大半を占めているということでございますので、一定その辺は現地で立ち会ってスムーズに進むように努めてまいりたいと考えております。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 村内大半ということで、私は少ない方かなと思ってたんですけど、今の御答弁、大半というニュアンスでは、何人か、複数おられるのではないかと思います。ただ、答弁でありましたように、相手のあることでもありますが、計画どおりに早く施設が建設できるように努力していただきますようお願いいたします。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 関口議員と同じく千早地区の避難施設についてお聞きしたいんですけども、こちらは避難時以外の使用というのはどういった形で考えておられるのかお伺いします。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 現時点での計画といたしましては、まず地区の避難所というところと、あと今金剛警備隊という警備隊がございまして、そちらの屯所といいますか、倉庫も兼ねているということなので、そちらのほうも改めて併設するというような形で考えております。あと、その地区の消防の関係の車両であったり、そういったところの倉庫という形でも活用できればというふうには考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 警備隊の方の詰所みたいな形になるんですかね。倉庫兼ということなんですけれども、それは避難される方が避難するスペースをそのまま使うということなんですか。それとも、また別にそれを分割してということなんですか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 今後、来年度予算を活用しまして設計というものを組んでいきますので、実施設計を詰めていきますので、詳細はそちらのほうでやっていきますけれども、基本的には、想定としては2階の建物で、2階を避難所、1階の部分をそういう車庫的なところ、倉庫といいますか、一応分離するような形で今のところは考えております。実際、運営するに当たりましては、地区の避難所であったり、金剛バスさんの今現在車庫としてもありますので、そういった車庫の使い方、あるいは警備隊のそういう詰所というようなところも、実際どういう形で運営していくということについては今後関係者が集まって、どういう形がいいのかというのは協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 避難時以外はずっとあいたままというのはなかなかもったいないかなとも思いますので、また設計段階で有効活用を考えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○田中議長 要望でいいですか。

○田村議員 はい、以上です。

○田中議長 ほかにございせんか。

関口議員。

○関口議員 債務負担行為の指名競争入札が不調になったということで、再度やるという説明を聞きましたけど、不調になった理由ですが、具体的にどういうことでこうなって今度再度やることに、うまくいくようにとは願っておりますけれども、その辺の経過、細かい理由を教えてください。

○田中議長 下休場課長。

○下休場施設整備課長 辞退が多数ということで1社のみ入札でしたので、入札が不調ということになりまして、その業者につきましては聞き取り調査等は行ってはおりますが、内容としましては、主に積算システムでございますので、リースの部分につきまして取り扱いがないという業者がありましたとか、あと入札になりますと見積期間等が不足していたとか、あと機械の部分、今回積算システムを使いますパソコンのほうもリースするようになっていたんですけど、そちらのほうはなかなか調達ができないというようなことがありました。ただ、細かい説明になりますと、時期的なものとか期間的なものとかがありましたので、その辺がクリアできる業者が2社ほどありまして、結果的に今残りまして1社を含めまして、今のところ随意契約という形で進めております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 いろいろなもろもろの今御説明があった条件で辞退がふえて1社のみということ、今度は指名競争じゃなくて随意契約という形でとられるわけなんですけど、その辺についても見通しとしては、2社あるわけですからいいですけども、これまでずっと指名競争をやってきた中身を随契にしていくということが、理由がある以上はいいかと思いますが、その辺でまた監査のほうから指摘があるんじゃないかなと思いますが、その辺は大丈夫ですか。

○田中議長 下休場課長。

○下休場施設整備課長 おっしゃるとおりでありますけども、残った業者と当時の辞退の理由を聞いたところによりますと、限定的な部分という理由がありましたので、取り扱いはないとか、そういう業者は指名の業者の中からは外させていただいて、時間的なものという部分で可能な部分につきまして再度見積もりによる入札というか、随意契約という形にさせていただいております。

以上です。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第22号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第22号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第22号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第22、議案第23号新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 議案第23号新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年3月24日提出。千早赤阪村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔、同じく賛成者、千早赤阪村議会議員関口ほづみ。

内容でございますが、朗読いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法を制定して以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど、公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進む中で多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、また都市に対して食料の供給、水資源の供給、自然環境の保全と癒やしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的、公共的機能を担っている。過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう強く求めるものである。

記、1、新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第33条に規定する、いわゆるみなし過疎と、一部過疎を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとする。2、過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進すること。3、住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保、教育環境の整備等、広域的な事業による対応も含めて推進すること。4、過疎地域においても高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出する。令和2年3月24日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上であります。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第23号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第23号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第23号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第23、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の井上委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第24、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の藤浦委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第25、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩を行います。

11時35分から再開いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開をいたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第26、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議長通告に基づきまして、議席ナンバー5番、千福清英、一般質問をします。

質問事項は2点あります。

まず、1点目は、買い物等が困難な困難者対策はという形です。

要旨としまして、近年の高齢化によります運転免許の返納が進む中、今後移動手段がなくなる方が多くなり、一層行動範囲が狭くなります。村内の各地区においても、買い物等困難者がふえる状態が現実化すると想定できます。村では、昨年度よりタクシー料金の補助等が実施されておりますが、今後公共交通を含め、さらなる工夫が必要ではないかと考えるが、いかがかお伺いしたいと思います。

もう一点は、上下水道管の老朽化対策であります。

要旨としまして、公共下水道の普及推進により老朽化した上下水道管も随時更新が進んでいると思いますが、いまだ従前の古い鉄管状態の地域もあると聞いております。上水は、現在府水道企業団のもとで管理されていますが、今後の古い管の更新計画等はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。あわせて、下水管の状況はどのような状況であるかお伺いします。そしてまた、村の財政負担はどのように推移していくのか、あわせてお伺いしたいと思います。

担当課による御答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 買い物等困難者対策はについて御答弁申し上げます。

本村では、村民が生き生き暮らすことができ、将来にわたって利用される持続可能な公共交通体系を構築することを目的として、平成26年度に千早赤阪村地域公共交通協議会を設置、同年度に千早赤阪村公共交通総合計画を策定し、これまで取り組みを進めてきたところです。

本計画に基づく短期的な取り組みとしましては、公共交通不便地域の解消と高齢者の移動手段の確保、買い物困難者対策などとして、タクシーの利用料助成を平成30年度、令和元年度の2カ年実証実験を行い、令和2年度から本格実施することとしました。また、既存公共交通の利用促進施策として、バスへの利用料の助成についても、計画に基づき地域公共交通協議会において議論を進め、利用者の選択肢がふえることから、令和2年度より実証実験として助成を行うこととしました。

今後におきましては、民間バス事業者における路線のループ化やタクシー、バス利用料助成の状況も見ながら、本村において最適な地域公共交通を目指し、地域公共交通協議会の御意見も伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 再質問をいたします。

先ほどの答弁の中で、平成26年度から地域公共交通協議会が組織され、検討等を行っているとのことですが、この協議会のメンバー構成等はどうなっているのか、そしてまた一部の地域において地域住民による移動支援をされているところがあるが、これらの住民に対する村からの支援等を行うなどの考えはないのか、お伺いしたいと思います。よろし

くお願いします。

○田中議長 答弁者、赤阪戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 まず、1点目の地域公共交通協議会の構成ということでございますが、千早赤阪村地域公共交通協議会条例第4条で、委員は20名以内、学識経験者、公共事業者、住民、公共交通利用者、商工業事業及び関係団体、近畿運輸局、大阪府、また道路管理者、公安委員会と規定されております。学識経験者として、近畿大学柳原准教授、公共交通事業者として南海バス、金剛バス、近鉄タクシー、大阪第一交通、南海バスからそれぞれ1名、住民公共交通利用者として小吹台自治会長、中津原区長、商工事業者及び関係団体として社会福祉協議会会長、観光協会会長、近畿運輸局から2名、大阪府交通道路室より1名、富田林土木事務所より1名、富田林警察より1名、村からは清水副村長の計16名での構成となっております。

次に、地域住民による移動支援につきましては、村の公共交通計画における中・長期的な計画の取り組みの一つとして地域住民との協働を挙げており、非常にありがたい取り組みであると考えております。こうした取り組みに対しまして、村の補助金活用などができればというふうに考えますが、そうなりますと道路運送法における有償運送となる可能性もございます。

今後ですが、補助金の検討も含めまして、情報提供やアドバイスなど、可能な支援は行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 要望の形でお願いしたいと思います。

御答弁ありがとうございます。地域住民との協働という観点からもさまざまな課題があるかと思いますが、自分たちの移動手段の確保は自分たちで考えるという高い意識を持って取り組んでおられる地域住民に対し、行政としてできる限りの支援をしていただきたく、要望したいと思います。お願いします。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 上下水道管の老朽化対策はについて御答弁申し上げます。

まず、上水道についてですが、大阪広域水道企業団に確認を行ったところ、現在の老朽管の比率は全体の約4割程度となっております。更新計画については、令和2年度に作成するように聞いております。また、財政負担については、大阪広域水道企業団との統合時の協定により、統合から10年間として、令和8年度までは毎年村から企業団へ8,80

0万円の繰り入れを行う予定になっております。が、人口減少などもあり、今後は増額となっていく見込みであります。

続きまして、下水道についてですが、村の下水道施設は一部整備から約50年が経過し、更新を検討する時期を迎えていることから、令和元年度に既存施設の状況を把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための下水道ストックマネジメント計画を策定しました。今後は、点検、調査を行い、状況に応じて施設の更新などを実施する予定であります。

次に、下水道の経営状況については、村の人口減少などもあり、有収水量が減少傾向にあるため、収入増が見込めない状況にあります。現在は、毎年一般会計からの基準外繰入金により赤字分を補填している状況で、下水道事業としましても、今後も同様に繰入金が必要とする見込みであります。来年度から公営企業会計への移行に着手することから、その中で下水道使用料の改定を含めた下水道経営を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。

上水道について、村内の4割程度の老朽管はどのあたりに多いのか。そしてまた、更新計画には全ての老朽管が含まれているのか。今後、老朽管の更新工事に伴って村の負担が必要になるのかどうか。そしてまた、下水道においては今後点検、調査をいつごろから進めるのか。また、調査の結果、更新工事が必要と判断された場合の具体的な進め方や補助制度等があるのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○田中議長 答弁者、下休場課長。

○下休場施設整備課長 まず、上水道なんですけれども、大阪広域水道企業団に伺ったところ、一部下水道布設時に更新をしているところがあるんですけれども、老朽管は千早地区、奥千早地区なんですけど、を除く全域にわたって存在するという事で聞いております。令和2年度に管路の耐震化や老朽管工事などの基本計画を策定すると聞いておりますので、費用の部分なんですけれども、整備期間とか費用につきましては計画を立てまして事業費を算出し、決定していくと聞いております。

次に、下水道についてなんですけども、来年度から小吹台地区の下水道管につきまして点検を実施することになっております。その点検に基づきまして、令和3年度以降に、次に調査を行いまして、調査の結果から更新が必要であるという管路につきましては、損傷度合いなどを見まして優先順位をつけて実施していくんですけれども、それにつきまして国費の

活用、交付金等の対応もありますので、その部分を含めて計画的に実施に向けて努力してまいりたいと思います。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。

要望という形でお願いしたいと思いますが、いずれにしても村の人口減少などが要因で負担の増加は否めない感じであるので、交付金等の国費とかを活用していただく中で、個人負担の度合いをできるだけ低額な形で対応できるよう、計画的な実施をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○田中議長 ここで休憩を行います。

13時00分、1時から再開をいたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開をいたします。

第2番目の質問者、関口議員。

○関口議員 日本共産党関口ほづみです。通告に基づき、2点について質問いたします。

最初に、コロナウイルス感染症防止対策について伺います。

3月4日に通告をした時点では、きょう24日ごろには一定の終息があるものと期待しつつ通告をしておりましたが、終息するどころか、11日にはWHOがパンデミックに当たると表明し、世界中がその対応策を強化しています。

さて、2月28日、安倍首相が感染拡大を防ぐためとして3月2日から一律休校を突如表明したことにより、全国では少なからず混乱が生じました。一律休校ではなく、自治体が判断できるようにするべきではなかったか。一、二日の準備期間があればよかったなどの意見もあり、対応に迫られました。新型コロナ感染症の感染拡大は、これまでになかった未知のことで、何がよくて何がだめなのかわからない中での対応で、本村も含め、全国の自治体では大変苦勞をいたしました。村では、3月3日から村立学校、園の休校と公共施設を休館としました。この対応がよいか悪いかは別にしまして、大事なことは、先生や保護者、住民の意見を聞き、対応をとることではないでしょうか。

各自治体では、休校への対応策がさまざまな形で行われております。本村も教育委員会を初め、さまざま努力をしていただきました。また、新型コロナ対策は、政府与・野党が

力を合わせ、政治の責任で対応していかなくてはなりません。政府としても、今関係の財政措置などを行っているところでございます。私が学校などを休校する前に、道の駅と学童を訪問し、現状をお聞きした上で、内容は部分的ではありますが、3月3日に村長と教育長に対して緊急の申し入れを行ってきたところです。コロナ対策では、村が行ってきた対策と今後の対応について伺います。

1つは、学童は朝7時45分から夕方18時まで開設していただいておりますが、学童や保護者への新たな負担をさせないこと。

2つ目に、公共施設も一律に閉鎖されております。近隣の道の駅や買い物施設は閉鎖されていない中、委託している村の道の駅も一律閉鎖する必要があるのか、疑問がありました。村外からの参加が多いイベントの開催が心配される中、販売部門だけでも開所すべきではなかったでしょうか。また、休業補償を行うように求めます。

次に、地域公共交通の充実に向けて質問いたします。

地域公共交通について、要望の強かった金剛バス、南海バスの運賃補助についても4月から実施していただけるようになり、利用者の生活に合わせて選択できるようになり、一歩前に進みました。高齢化社会、免許返上などで地域公共交通の充実は全国で取り組まれ、重要課題の一つになっております。村でも、実証運行の実施や金剛バスのくすのきホールへの乗り入れ、森屋行きを中学校下まで延伸することなども行われ、村地域公共交通協議会として協議をしていただいたところです。

しかし、バス、タクシー補助は75歳以上であることや、障害のある人、妊産婦などに限定されており、車がなく、75歳未満の人は対象となりません。平成28年8月1日から11月30日まで、定路方式とデマンド方式による公共交通実証運行が行われ、定路方式はいきいきサロンやまゆりを出発し、各地区公共施設を回り、オークワまで巡回しておりました。この方式は、誰でも利用することができ、今も望まれています。現在のタクシー補助、バス運賃補助でよしとするのか、村の地域公共交通事業について今後の計画などについて御答弁をお願いします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、森田教育課長。

○森田教育課長 コロナウイルスの感染拡大防止対策について、質問要旨①について御答弁申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止対策による小学校の臨時休業に伴い、本村の学童施設については、できる限り感染の予防に留意しながら、子どもの居場所の確保のため、臨時休業が始まった3月2日から長期休業時における開設時間と同様に、千早赤阪村学童保育連絡会において開設いただいております。

御質問の新たな保護者負担については、国において放課後児童健全育成事業に対する追加財政措置が示され、取り急ぎ所要額を見込み、交付申請したところでございます。今回の臨時開設に伴う財政負担分については、国において全額措置が検討されており、新たな保護者負担が生じることがないものと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 引き続き、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、続きまして2点目の道の駅の閉鎖につきまして御答弁申し上げます。

道の駅ちはやあかさかの売店につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、村立の学校園の休校と同様に3月2日から一時閉鎖した状況でございます。先般の3月4日の全員協議会のほうでも御答弁申し上げましたように、本村の場合は、御存じのように高齢化率が44.7%と大阪府内でも最も高く、高齢者が感染すれば重症化になりやすいリスクがあることから、不特定多数の人が集まる売店部分につきましては、村民の皆様の健康、安全を守るため、感染拡大防止を最優先に決定したものでございます。全員協議会のほうでは、関口議員さんのほうから、道の駅の売店の閉鎖は一方的で配慮が足りないとの御批判をいただいておりますが、売店に農産物を出荷している代表者には、私のほうが電話で御意見を聞きまして、翌日には副村長が事前に相談させてもらい、一定の御理解をいただいた上で対応したものでございます。また、3月2日には、農産物を出荷している20名につきまして個別に役場の職員が状況を説明しに訪問のほうもさせてもらっております。そして、受託者でありますちはやあかさかくらすさんの代表者には28日に閉鎖するに至った経緯を説明し、今後の対応などについての協議をさせていただいております。また、閉鎖前の土曜日、日曜日には、私のほうがまた道の駅のほうに出向き、くらすさんの関係者と閉鎖に伴います状況把握や情報交換などを行っているような状況でございます。

なお、農産物直売所のほうにつきましても同様の対応をさせていただき、閉鎖につきましては一定御理解いただいております。

そして、道の駅の売店にしか出荷できない農産物につきましては、御存じのように村議会議員の皆様を初め村長と、そして多くの職員有志が農産物を購入するなど、協力を行っているような状況でございます。そして、くらすさんが雇用されておりましたアルバイト職員の休業補償につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の救済措置の一環として、希望される方につきましては村の非常勤職員として雇用をやっているような状況でございます。そして、その他の補償につきましてもございますが、くらすさんとは常にいろ

いろな各種報告書のほうにつきましては提出されていますが、非常に報告書自体の提出も遅く、不適切な状況であり、平成30年度決算の報告につきましても再三やりとりのほうをさせてもらっているような状況で、ようやく令和2年2月14日になって最終のものが提出されているような状況でございます。そして、令和元年度の毎月の収支状況報告でも内容に不明瞭な箇所が多く、詳細が把握できないことから、協議するにも、まずくらすさんのほうから正確な収支報告が出てくるのが前提であると考えております。

そして、道の駅の売店の一時閉鎖につきましては、現在のところ、利用者であります消費者のほうから本村に対しての苦情や批判などの電話などは一切ないような状況でございます。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 今回答をいただきまして、教育委員会、また観光課、早い対応で、それに見合ったいろんな対応をしていただいていたということは、お忙しい中、これはこういう事態になりましたので、どことも同じような状況で、苦勞していただいていたか、お尋ねしたいなと思っております。

そこで、何点かお尋ねいたしますが、休校に関連して、前回の全員協議会でもお尋ねしましたけれども、日中1人になる低学年への対応をアンケートされた結果どういふのであつたか、その結果どういふ対応をしておられるのか、お尋ねします。

それと、学童の長期休みの体制については、今早期に国のほうに提出しているという御答弁をいただきましたけれども、内閣府が市町村の負担なしに補助する通知がありましたけれども、自主運営である村の学童は対象になるのかどうか不安なところがあるんですけども、その点については大丈夫なのかどうかお尋ねします。

それから、計画では4月7日まで休校が続きますが、子どもたちも長期にわたつた休校でストレスがたまっていると思うんですね。そんな中で、自治体によっては校庭だけでも開放したり、図書室を開放したり、また一定教室を開放したりということもとっているようですが、うちの村も、せめて手洗い、検温などを徹底した上で校庭を開放することができないのか。ただ、現在学童を利用している子どもたちは校庭を伸び伸びと使わせてもらっているようですけれども、これをほかの子どもたちも学校に行ったら遊べるよということで、開放することはできないのかお尋ねいたします。それが教育委員会。

観光課のほうでもいろいろ苦勞していただいておりますが、休業補償についてはくらすさんのほうの提出がおくれて、なかなかやりとりがスムーズにいけないように

今受けとめたのでございますが、それもそうであるならば、村として一定の指導をしながら国の財政措置でとれるように努力をしていただきたいと思います、その点をお尋ねいたします。

○田中議長 答弁者、森田課長。

○森田教育課長 私のほうからは、学校関連につきまして御答弁を申し上げます。

まず、1点目の日中子どもを見れない保護者さんの対応ということで、3月2日から臨時休業のほうをいたしまして、その後保護者さんの利用状況等も、学校のほうからそれぞれ保護者さんに伺っていただいたところでございます。実質3月4日から預かりの対応ということで、小学生3年生以下につきまして、どうしても日中子どもさんを見れないという方につきましては学校で預かりますという措置をしたところでございます。実際の利用人数につきましては、各学校とも数名ということでお伺いをしておるところでございます、特にその後ふえるような状況ではなかったというふうに現状お聞きをしております。

それと、学童保育連絡会への国費の補助の件につきましては、本村の学童保育施設につきましては公設の民営という形で、連絡協議会さんで運営をしていただいておりますけれども、国の今回の臨時に伴います開設につきましては、全額10分の10で見えていただけるということで判断をいたしております。

それと、4月7日までの臨時休業ということで長期間にわたるということで、子どもさんとかがいろいろストレスを抱えておられるということは想像できるところでございます。その中で、私どもの学校につきましては、地域への学校施設の開放ということでやっておりますけれども、学校休業という措置をとっている以上、基本的には一般的な貸し出しはしないという方向で進めております。その中で、実際千早小吹台小学校につきましては、学童施設と、あと臨時的に保育園さんも使われておるといったような状況でございます、できる限り密接しないような毎日の体温とか、予防のチェックをいただきながら進めていただいておりますけれども、春休みの休業期間中も同様の対応ということで進めていきたいというふうに考えておまして、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 続きまして、観光・産業振興課のほうから御答弁申し上げます。

まずは、不明瞭な箇所の決算報告等につきましては、当然うちのほうから出してくれ、出してくれではなく、何回か提出させてもらいますんで、まだこの部分は何ですか、おかしいですね、こうこうこうというような形のいろいろヒアリングのほうを聞かさせてもら

って、何回もこういう再三再四やりとりのほうをやっているような状況でございます。そんな中で、また提出されましたとなれば、言っていたところの違うところの箇所の数字が変わってきてるとか、そういったこともありますので、そういうのがほとんど堂々めぐりのような状態で、うちも単なる出してくれ、出してくれではなし、担当のほうがいりいろ事情を聞かさせてもらい、それならこういうふうにしたらどうですかというふうな御指導もやっているような状況でございます。そういったものが明確になれば、今くらすさんのほうから、3月を閉じたことによって若干買っていた飲食分のものとかの分も言われてますが、そういったものがまず固まってからの、こういう休業の食品の不良で放った分とか捨てた分とか、そういった分についてはこちらのほうも誠意を持って対応のほうをしてまいりたいと考えております。

そして、あと国の補償の分につきましては、それにつきましてはくらすさんという企業のほうが国のほうに、国や府とかのところのそういった補償がなじむのか、対象になるのかどうか分かりませんが、そういったものについてはくらすさんのほうにつきまして、うちも国や府からいろんな休業補償的な書類が回ってきますので、その辺につきましてはくらすさんを初め、観光協会の事業所のほうには情報発信のほうはさせてもらってますので、くらすさんもそちらのほうの書類を見るなりして国なりに申請されたら、対象となるかならないかというのはこちらのほうでは把握はできてないんですけど、この辺につきましても誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 ありがとうございます。

学校関連ですけれども、小学校3年以下の子どもたちのいるアンケートをとったことで、そういうことをやってるということですが、後ほど結構ですので、実際赤阪小学校、千早小吹台小学校でどういうふうに、先生の協力もいただけないとできないことだと思いますが、実情週のうち何日やっているのかというのは、今ここではわからないみたいなことでしたので、その辺のところを後ほど資料をいただけたらと思います。

それから、7日まで延長されることになりますけれども、千早小吹台小学校の校庭については学童があるからということで、学童以外の子どもたちも若干、学童に遊びに来る子どもと一緒に遊んでいるということで、家の中でタブレットとか、そんなだけではなくて自由にやっている姿を見ましたら、ほっとします。ただ、千早小吹台小学校ではそうあるんですけれども、赤阪は全く閉められた状況であるということでは不公平があるのではない

かなと思いますので、その点赤阪小学校での対応を検討するべきではないかなと思いますので、その点について再度御答弁いただきたいと思います。

それから、道の駅に関連しましては、その後の対応、アルバイトをされてる方には村で非常勤としてやってもらっていることやとか、農産物の件につきましても、村を挙げて購入することに努力していただいているということでは、みんな協力してやっていかなあかんということを、思いを1つにしてやっていることに、私たちが協力しながら皆さんにも感謝をしたいと思います。その点で、先ほどの件と。

それから、4月7日以降についてはどうなるのか、それから現在公共施設について、いきいきサロンや資料館、その他全て閉鎖されておりますが、もう少し柔軟に公共施設全体について今後どうされるのかなど、御答弁いただけたらと思います。それはこちらのほうかと思いますが、よろしくお願いします。

○田中議長 答弁者、森田課長。

○森田教育課長 私のほうからは、預かり保育の対応ということでございますけれども、先ほど再質問に御答弁申し上げましたとおり、3月4日から学校の平日、月曜日から金曜日の間、預かりの対応をするということで実施をいたしております。日によって全くゼロの日もございまして、1日数名と申し上げましたのは、1人から約3名程度、各学校のほうで預かりがあったというふうにお聞きをいたしております。

それと、赤阪小学校の子どもへの学校の開放ということの御質問だったのかなと思うんですけども、千早小吹台小学校は学童施設がございまして、学童の利用者と、あと保育園の利用者さんが主に運動場のほうを屋外では利用しておるという状況でございまして、赤阪小学校につきましては一定臨時休業という対応をさせていただいている以上、感染リスク防止のために開放はいたしておりませんので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○田中議長 西口課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 今後の村の公共施設の対応についてお答えしたいと思います。

先週3月19日なんですけど、専門家会議のほうで国が開かれまして、大都市圏の方が爆発的な感染拡大を伴う大規模流行が発生する可能性が高いこと、また大阪府、兵庫県の全域において感染の急激な増加が既に始まっていることなどが指摘されました。それを受けて、大阪府が3月20日、第9回の対策本部会議を開きまして、3月21日以降の府主催、共催のイベントの延期、中止、府有施設の休館などの措置は4月3日まで継続されることとしました。それ以降の対応については、4月3日までに今後の感染拡大の状況を踏

まえて判断されるということも示されています。

それを踏まえて、村のほうでは3月23日、昨日ですが、第6回の本部会議のほうを行いまして、今後の村の方針を決定させていただきました。小・中学校に関しては、4月7日まで臨時休業というのは先ほどお知らせがあったかと思うんですけど、村内公共施設の休館については、学校施設と同様、4月7日まで休館とさせていただくことにします。ただし、現在休館している施設のうち、農産物直売所及び道の駅売店については、経済活動への影響、及び換気の悪い密閉空間ではないことなどから、3つの原則及び留意点、これは大阪府がイベントや休館している施設を再開するに当たっての条件ということで、クラスター発生のリスクを下げるための3つの条件というものを出しているんですが、その条件及び留意点を満たすことができるということであれば、順次再開をしていくということで、3月28日以降順次再開を目指しています。

村内イベント等に関しては、3月31日までを当初期限としていましたが、同じく4月7日までに延長して自粛をしていくということで思っています。

村としては、対応策のほうを考えまして、感染拡大防止に今後も努めていきたいと思っています。

以上です。

○田中議長 ほか、いいですか。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 子どもたちの件で村がやっただけの対応で、日中子どもだけになるということ、そういうことはないということで理解いたしまして、今後についても農産物直売所、道の駅については販売部門だけを感染対策をきっちりした上で再開するという御答弁をいただきまして、私は最初にも申し上げましたけれども、絶対これをせなあかんとかというようなことを軽々には言えないし、みんなで協力しながらやることで感染拡大を防いでいこうという思いはみんな一緒ですので、こういうことを共有しながらやっていきたいと思います。

その上で要望しておきますが、コロナの感染拡大が一日も早い終息を願って世界中が英知を結集し、その対策に挑んでいるところですが、一方で長期化することが現実となって、オリンピックの延期も議題に上がったところです。私自身は、きょうは教育の問題と、それから直売所などのことで限定しましたけれども、雇用問題や高齢者対策、暮らしの問題など、経済的ダメージもたくさんあります。子どもたちの長期休校がいつまで続

くのか、ストレスも抱えております。それらに対応するために、先ほども言いましたけれども、学校現場の意向や意見を十分聞いて、先生の協力もいただきながら、子どもたちの居場所について校庭や体育館を開放することはできないのか、改めて検討していただきたい。

それから、休校による授業のおくれを取り戻すためにも、4月の全国一斉学力テストの実施の中止、これは中止される動きもあるかと聞いておりますが、それと大阪では6月に中学生のチャレンジテストが予定されておりますが、これについても中止すること、それから4月7日以降に新たに学校が始まっても、登校するのに毎日検温が必要になります。家庭での検温を済ませる子どもたちばかりではないということも聞いておりますので、各教室で検温できるように、体温計を備えることなども検討していただきたい。

それから、国保料や税金、公共料金の納付期限の延長をできるように、こうしたことも要望しまして、この件については終わります。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 地域公共交通の充実に向けてについて御答弁申し上げます。

先ほど千福議員の御質問でもお答えさせていただきました答弁と重複するかと存じますが、村民が生き生き暮らすことができ、将来にわたって利用される持続可能な公共交通体系を構築することを目的として、平成26年地域公共交通協議会を設置し、同年度公共交通総合計画を策定し、これまで取り組みを進めてきております。これまでの取り組みについては、公共交通不便地域の解消や高齢者の移動手段の確保、買い物困難者対策などとして、タクシー利用料助成の実証実験を経て令和2年度から本格実施するとともに、既存公共交通の利用促進施策として、バスへの利用料の助成についても利用者の選択肢がふえることから、令和2年度より実証実験として助成を行うこととしました。今後におきましては、民間バス事業者における路線のループ化や、バス、タクシー利用料助成の状況も見ながら、本村において最適な地域公共交通を目指し、地域公共交通協議会の御意見もお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 平成28年、2016年8月1日から11月30日まで、定路方式とデマンド方式の実証運行をしていただきまして、定路方式のほうは1,634人の利用者があり、デマンド方式は540人の利用者があるという、これは広報に出ていました中身ですけども、各地域を回りながらワンボックスカーだったと。ああいう方式ができないのか

というような、声が挙がっております。それで、平成27年なんですけれども、この実証運行をするために429万3,000円の購入費用が予算化されておりますが、その車は今どういうふうに使われているのかお尋ねしたいと思います。

○田中議長 答弁者、日谷課長。

○日谷総務課長 実証実験で使用した車、キャラバンという車ですけれども、実証実験を終えまして、今現在一応役場の公用車として扱っております、社会福祉協議会に一応財産貸し付けということで、動産の貸し付けという形で実施をしております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 その車は違った形で活用していただいているということでは、それはそれでいいんですけれども、平成30年に始まりましたタクシー利用助成金は予算が686万円とっておりましたけれども、実際執行されたのは120万8,000円、それから今年度は1,008万円予算化されておりましたが、この間の補正で執行されたのは340万円でした。それから、来年度、令和2年度はタクシーとバスが追加されましたので、800万円予算化されておりますけれども、これまでの経験、実績を見ましたら、当初の見積もりよりも大幅に少ない実績となっております。タクシーを利用されている方は非常に喜ばれておりますけれども、来年度から始まることとなりますけれども、バス、タクシーについて選択肢に入れていただいたということは前向きにとっておりますので、ありがたいことではあります。これでよしとはしないで、その中身をもう少し研究する必要があるのではないかと、千福議員の質問の中でも、今後も交通協議会において検討を重ねることだったので、前のキャラバンで行っていたことなどについてもぜひ研究していただきたいと思うんですが、その点について再度御答弁をお願いしたいと思います。

○田中議長 答弁者、赤阪室長。

○赤阪地域戦略室長 ワゴン車による移動手段の確保というふうなことかと思いますが、先ほど先生がおっしゃられたように、平成27年と28年、実証実験のほうを行ってまいりました。その際に住民アンケートも実施をさせていただいております。その中で、平成27年度は利用者の90%が65歳以上の高齢者というような状況でございました。また、28年度の実証実験では、こちらにつきましても非常に利用が少なかったというのがございます。その利用しない理由と伺いますか、そういったものもお聞きさせていただいております。その中で、自家用車、自転車、徒歩で移動するからといった答えが利用しない理由の6割を占めております。また、あと定路線というふうな形で、行きたい場所に行

けない、利用しにくい、あるいは最寄りのバス停、そこまで行くのが行けないといったようなアンケートの中での御意見がございました。その後、タクシーというふうな形をとらせてもらったのは、ドア・ツー・ドア、そういうふうな希望が多かったというのも背景にあるかと存じます。

それで、また今後、今現在地域公共交通協議会でも、先日の会議でも介護タクシーに利用券が使えないかというような御意見もございました。介護タクシー業者も非常にたくさんございます。そういった中で、事務の煩雑を防ぐというようなこともあって、どういふふうな方法であれば可能かというふうな部分も現在検討を進めているところでございます。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 ありがとうございます。

今年度、令和2年度からバスの運賃補助をしていただいたことについては、一つ一つの要望に応じていただいたということで、ありがたいと思っております。その上さらにまだ言うかというぐらい、またこういうかつての定路方式、これは村内の公共施設に行けるわけです。これをやったのが平成28年、あれからもう4年たっております。その当時は自家用車で行けてた人でも返納している方がふえてきますし、私たちも1年、2年先はこういうことになるかと思っておりますので、固定的ではなくて、役場、いきいきサロン、保健センターを巡回できるような、こういうこともぜひ研究していただきますようお願いをして終わります。

○田中議長 第3番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦です。議長通告に基づき、次の2点について質問します。

1点目は、土砂災害対策について。

本年2月に神奈川県逗子市で、民有地の斜面の土砂が突然崩れ、通学中の女子高校生18歳が巻き込まれ死亡するという痛ましい事故が発生しました。事故現場は急傾斜地で、ハザードマップには崖崩れなどが起きるおそれのある土砂災害警戒区域に指定されておりました。大阪府内では、令和2年1月30日現在、イエローゾーンの土砂災害警戒区域が8,366カ所、レッドゾーンの土砂災害特別警戒区域が7,772カ所指定されている現状です。このような状況の中、村内では、小・中学生が通学する通学路などでは土砂災害警戒区域などに指定されている危険な箇所はないのかを伺います。

次に、2点目ですが、森林整備の促進についてですが、全国的な状況と同様に、村でも戦後造林された人工林を中心に、木材として利用可能な時期になっています。その一方で、手入れされずに放置されたままの森林も多く見られます。中でも各地区の入会林野、分け山の状況であるが、その活用状況と森林整備のための支援制度について伺います。よろしく申し上げます。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 土砂災害対策についてに御答弁申し上げます。

令和2年1月30日現在、村内には土砂災害警戒区域に指定されている箇所が265カ所、土砂災害特別警戒区域の指定は253カ所ございます。そのうち通学路にかかわるものは、65カ所ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、村として今後危険箇所の調査を行い、必要な対策工事などを行う計画はあるのか。危険箇所の所有者が民間の場合は、誰が対策工事の費用負担をするのか。また、個人が対策工事を行う場合は、国や府などからの補助金や交付金などはあるのかを伺います。

○田中議長 答弁者、下休場課長。

○下休場施設整備課長 まず1点目なんですけども、先ほどの通学路にかかわる部分65カ所のうちなんですけども、そのうち村道にかかわる部分につきましては30カ所ございまして、そのことにつきましては、対策工事などの計画的な整備につきましては今のところ予定はございません。ただ、村道を当然維持していく際に、そういう危険な箇所がないかを把握して、そういう部分を把握するなどの点検に努めてまいりたいと考えております。

次に、民間などが対策工事をする費用負担の部分なんですけども、危険箇所の所有者が民間の場合ですと、その所有者が費用を負担し、対策工事を行うことになります。また、個人が行う対策工事につきましては、今のところ国や府の補助金等はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望ですが、いずれにしても崖崩れ、ガードレール、グリーンゾーン、スピード制限など、危険な箇所については村民の声を聞いて早急に対処されることを要望して

終わります。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、後藤理事。

○後藤理事 森林整備の促進について御答弁申し上げます。

入会林野、いわゆる地域の共有林においては、村内には森屋地区など、各地区のほか、河南町の寛弘寺地区や富田林市の山中田地区などの共有林も存在しています。このうち森屋地区と二河原邊地区については、地区の関係者の合意のもと、森林経営計画に基づき平成29年度に間伐等が実施されていますが、入会林野全体については関係者の高齢化、相続や売買のほか、立木の権利をエリア分けして権利関係が複雑になっている場合があるなど、所有者や境界も明確でない場合が多いのが実態であると考えています。

一方、森林全体については、50年生以上の人工林が7割以上となり、本格的な利用期を迎えています。人工林のうち半数弱は、森林経営計画や生産森林組合等の大規模森林所有者より一定程度経営管理されていますが、それ以外については適切に手入れが行われず、未整備のまま放置されている森林が多くなっています。これらの森林は、奥地で地形が急峻であったり、林道がないなど、集約化して間伐を実施し木材を搬出することは難しいことから、既存の森林環境保全整備事業等の国の補助制度や村の間伐材搬出補助事業では支援が難しいというのが実態となっております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 今年度から、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境譲与税が開始されましたが、その活用状況はいかに、未整備森林の整備について森林環境税を活用して取り組む必要があると考えるが、どのように検討していくのかを伺います。

○田中議長 答弁者、後藤理事。

○後藤理事 本年度の森林環境譲与税につきましては、作業環境を改善するため、林道管理者である森林組合が林道を修繕する際に必要な原材料費の補助のほか、小さいころから木材整備に触れてもらい、木のよさを感じてもらうため、出産お祝い事業として、村内で誕生した赤ちゃんにおおさか河内材の積み木を贈呈することとしています。

一方、未整備森林の整備については、森林経営管理制度が新たに始まったんですが、所有者みずからが適切な経営管理を実施できない森林において、所有者にかわって市町村が経営管理を行うために必要な権利、これを経営管理権というんですが、これを設定して、林業経営に適した森林はさらに林業経営者に委ねる、林業経営ができない森林については

市町村が森林整備を実施するという仕組みが新たに始まっています。通常の流れであれば、村が直営または請負で森林所有者の意向確認、境界の明確化、経営管理集積計画の作成等を行います。現在の職員体制でこれに対応するのは難しいかと考えています。このため、地域の森林の現況を熟知し、森林経営計画を作成する能力のある林業事業体が森林組合を含めて3者地域にありますので、今後これらと連携して情報共有を図りながら、標準単価方式などにより簡素で持続可能な仕組みを構築して、境界の明確化を進めながら、間伐等の森林整備を実施できればと考えています。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

未整備の森林について所有者の探索や、その意向を確認したり境界を明確化することは、大変な手間、労力が必要であります。村では地籍調査を実施していないので、今後ますます所有者不明の森林が増加するのではないかと考えられます。譲与額も大幅に前倒しされ、増額されると伺っております。森林環境譲与税を有効に活用し、地域の実態を踏まえた持続可能な仕組みにより、ぜひとも境界の明確化とともに間伐等の森林整備を進めていただきたいことを要望して終わります。

○田中議長 第4番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形です。議長通告によって質問いたします。

新・山中八策の新たな挑戦の成果について、村長にお伺いします。村長、この策は早いもので、もう4年前です。この顔は、物すごくええ顔してはりまんねん。大好きや、この顔。

そこでお伺いします。

4年間の成果ですけども、いかに、どうやったのか。自己評価するなら何点と思うか。過疎から脱出できたか。最後に、八策のうち何策実現できたのかお伺いします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、松本村長。

○松本村長 4年間で大分顔も変わったと思いますが、答弁させていただきます。

新・山中八策の新たな挑戦の成果はということでございますが、質問要旨5点いただいておりますが、一括して答弁申し上げます。

私は、4年前過疎からの脱出に向け、新たな挑戦として新・山中八策を選挙公約に掲げ、当選させていただきました。4年間の主な実績でございますが、地区が行う道路沿いの樹木の伐採費用の補助や高規格救急車の導入、新庁舎への建設着手、大阪府内で最低金

額並みとなる給食費の補助、高齢者の移動支援のためのタクシー利用助成などを行いました。また、地域おこし協力隊の導入や民間人による鳥獣被害対策実施隊の結成は、いずれも大阪府内で初めてのこととなりました。その他、ちはや姫のブランド化や役場内簡易郵便局の開設、水道水を安定供給するための大阪広域水道企業団との事業統合など、子育てや教育環境の充実、福祉の向上を図り、村民の皆さんが安全・安心して暮らせるよう全力で取り組んでまいりました。おおむね8割は実行できたと自負しております。過疎からの脱却については、今はまだ道半ばであり、これからの取り組みが大変重要であります。そのため、希望ある未来に向けたしっかりした道筋をつけることが私の役割だと考え、残りの人生の全てを村民の皆さんにささげる覚悟で次期村長選挙へ出馬を決意したところでございます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

この件については、昨年12月の議会において私が村長に伺ったときに、5期目に向かって村長選に出馬をするということを表明いただきましたので、この質問に至ったわけですが、そこでお伺いいたします。

今の答弁の中に、おおむね8割は実行できたと自負していると。また、過疎からの脱却は今道半ばであるが、しっかりとした道筋をつけるために次期村長選挙への出馬を決意したということの御答弁でございますけども、改めてお伺いいたします。さまざまなマニフェストがある中で、16年間村長として務めてこられた中で、余り触れてない施策があります。その点についてお伺いいたします。

文化財保護行政をどう充実及び発展させていくのか。文化財は、村の観光活用や村づくりの一員として村のさらなる活性化を図り、充実していくには人事の増員や予算の配分が必要になると思いますが、村長のお考えを聞かせてください。

○田中議長 答弁者、松本村長。

○松本村長 文化財の活用のための人員増と予算の配分ということでございます。

限られた人員と財源の中で行政運営を行っておりますので、まず住民サービスに直結する部門に重点を置きたいと考えておりますが、教育委員会とも連携を図りながら、村が保有する文化財の保存、調査研究など、必要に応じて対応してまいりたいと思います。文化財の観光活用につきましては、交流人口の増加や産業、観光振興、文化財の活用などと連携した地域の活性化を図るため、楠公さんをテーマとしたNHK大河ドラマ誘致協議会が

設立され、本村を初め全国59の自治体が参加し、誘致活動を行っております。村内には楠木正成ゆかりの史跡が数多く点在していることから、教育委員会と観光部門がより一層連携し、誘致を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

今の答弁なんですけど、もう少し内容のある答弁を私は期待しておったんですけども、今の時点においては理解しながら、余り細かい点についてはお伺いすることは避けませうけども、選挙結果においては再度この件について質問させていただきたいと思っております。

それで、答弁は求めませんが、次に要望として提案させていただきます。

作文ですけども、書いてみました。お聞きください。

この件については、村長並びに教育委員会、教育長として、お役目としてお聞き願いたいと思っております。

歴史文化財の活用で観光につながる点での提案です。

村の楠公さんの活用です。楠公さんは昭和9年に指定され、赤阪城址、下赤坂城址、それから千早城址の国史跡があるのは、皆さん御承知のとおりだと思います。また、私もそこに行ったんですけど、最近寄せてもらってないんですけど、天然記念物として千早のトチノキがあります。これは、平成13年2月には村が指定されていると聞いております。

そこで、可能性は低いかもしれませんが、楠公誕生地を国史跡にできないかと考えます。検討していただきたいと思っております。これが1点。

次に、楠公史跡保存会との連携強化です。

昨年に理事長を初め理事や事務局長が交代され、新たな体制でスタートされています。令和2年度の事業では、村の城跡など、城郭史や考古学の観点からその価値を全国に発信するため、城郭サミット2022に千早赤阪の開催を計画されています。共催してはいかがでしょうか。また、私も長年議員をさせていただいていますが、この問題は長年におわたって議論なさっているかと思っておりますけれども、従前から、旧千早小学校の跡の楠公像の取り扱いについてですが、これは昭和15年、地元の大浦という人が、児童に楠公の精神を伝えるために寄贈されたと聞いております。既に80年たっています。先ほど見てくることは忘れたんですけども、最後にこの質問が終わりましたら見させていただこうかと思っておりますけれども、関係地区との調整や村にも要望されていると思っておりますが、その像をくすのき楠公の地の広場に移設したらどうか。最後に、このような楠公史跡保存会等の動きに対しても、これまで以上に村も共有し、可能な限り協力をしていただきたいと思いま

す。そのためには、文化財行政の充実強化が不可欠であります。楠公さん大河ドラマ誘致も含め、歴史文化に再びスポットを当て、観光の振興、地域の活性化に取り組んでいただくよう強く要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○田中議長 第5番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、遊休財産の有効利用について、並びに地域おこし協力隊の新規募集についてに関して質問させていただきます。

まず、遊休財産の有効利用についてお伺いいたします。

平成29年に千早赤阪村公共施設等総合管理計画が策定されておりますが、こちらで分校跡地の有効利用について検討するとの記載がございます。その後どのように検討されたのか、お伺いしたいと思います。

また、同計画におきましては、小吹台方転地について村立学校園のバス方転地として使用を継続するとありますが、バスが運行しない期間には民間でも利用できるようにならないのでしょうか。

続きまして、地域おこし協力隊について御質問させていただきます。

地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら地域力の維持強化を図っていくことを目的とした制度でございます。他自治体におきましても、地域おこし協力隊の活用が地域の活性化に大きな役割を果たしている事例が多く見受けられます。第1期地域おこし協力隊の任期終了を受け、昨年9月議会一般質問にて同協力隊の新規募集について要望させていただきました。来年度に募集されるということで、迅速な御対応に感謝しております。

さて、新たに募集される地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

村として、どのような活動内容で募集を行われるのでしょうか。

○田中議長 質問事項1番の答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 遊休財産の有効活用について御答弁申し上げます。

まず、分校跡地の有効活用についてでございますが、分校は平成11年3月31日に廃校し、その後の跡地利用として平成22年4月1日から社会福祉協議会と土地使用賃借契約及び土地の使用及び管理に関する覚書を締結し、村老人クラブなどがグラウンドゴルフを使って利用しておりました。しかし、平成29年の台風21号による土砂災害などで大量の土砂が発生したため、一時的に土砂置き場として活用、また平成30年2月には社会福祉協議会から高齢化により土地の使用及び管理が困難になってきたことから、この理由

により覚書の解除の申し出があったことで、同年覚書を解除し直営管理といたしております。また、平成30年度には条件整理として、隣地との境界確定のための境界確定請求事件を提訴し、裁判所の判決により境界が確定いたしました。公図上に敷地内を分断する水路があり、その点について地元との調整が整わないため、公地の一体的な利用は困難な状況にあります。

以上のことから、現時点においては具体的な有効活用の検討には至っていない状況でございます。

次に、小吹台方転地の有効活用についてでございますが、現在、中学校通学バスの方転地として利用するとともに、千早小吹台小学校の参観や運動会などの行事の際の駐車場に利用しており、民間には貸し付けていないのが現状でございます。民間でも利用できないのかとでございますが、現在、庁内におきまして財政健全化推進本部を立ち上げ、財政健全化に向けた取り組みを検討している中で、行財政改革の観点から遊休財産の有効活用について検討すべきと認識しておりまして、今後行財政改革と公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、遊休財産の有効活用について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

遊休財産、とりわけ分校跡地につきまして、なかなか有効活用というのは検討が難しいという状況にあるということは理解いたしました。ただ、だからといたしまして、空き地として放置されているというこの現状は、余りにもったいないというふうに思います。例えば村民が、長期的な貸し付けではなくて、一時的な利用というような形で使用することはできないでしょうか。

○田中議長 答弁者、日谷課長。

○日谷総務課長 遊休財産の民間貸し付けについてということでございますけれども、法律上は普通財産の貸し付けというのを認めておりまして、普通財産は経済的価値の発揮を目的とした財産で、間接的に行政執行に貢献させるために管理処分、いわゆる貸し付けや売却による収入により、村の財政に寄与する財産としての性格を持っているというようなことになっております。こういった形で普通財産の民間貸し付けというのは法的にも可能であるということでございますが、これまで本村における普通財産の貸し付けについては、主に公共あるいは公益性の高い団体などへの貸し付けとなっておりまして、貸付期間も1

年間というようなことで毎年更新をしているような状況でございます。一時的な民間貸し付けについてということでございますが、現時点において、その仕組みであったりルールというものは定めていないのが現状でございます。今後行財政改革における遊休財産の方向性、あるいはこれまでのさまざまな経緯、あるいは住民ニーズ、適正管理、さまざまなそういった視点などを踏まえまして、一時的な民間貸し付けを含めた有効活用について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 要望をお願いいたします。

分校跡地は、本村では貴重な開けた土地でありますし、また小吹台では一時利用が可能な土地というものが少ないというふうに思われます。村民の活動を後押しするというその意味で、一時利用に向けた仕組みづくりというのをお願いしたいと思っております。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、赤阪室長。

○赤阪地域戦略室長 地域おこし協力隊の新規募集について御答弁申し上げます。

地域おこし協力隊の制度につきましては、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を移し、その地域に居住し、地域協力活動を行いながら定住、定着を促す制度でございます。現在の地域おこし協力隊が本年度最終年度であることから、議員からも新たな地域おこし協力隊の募集を求める御意見もこれまでいただいていたところでございます。今回、令和2年度の地域おこし協力隊の募集につきましては、林業分野におきまして林業振興に従事する人材を募集したいと考えております。本村の行政面積のうち、80%以上が森林であります。近年木材価格の低迷により、手入れが行き届かない人工林が増加するとともに、森林を支える担い手不足が進み、このままでは村の林業が衰退するだけでなく、地域の活性化が失われることとなります。林業における課題が山積する中、これらの課題に村と一緒に挑戦する人材を2名募集するものでございます。活動内容につきましては、林業の担い手として、さらには資源の発掘、活用、発信などを考えており、具体的な活動としましては、林業事業体のもと林業技術の習得をし、林業の担い手を目指していただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁どうもありがとうございます。

来年度募集される地域おこし協力隊の活動内容については理解いたしました。ただ、平成21年度ではわずか30程度の自治体が募集するのみでありましたが、現在では1,000以上の自治体が募集をするようになっておりまして、人材の確保が以前よりますます困難になっているのではないかとというふうに危惧するところでございます。協力隊隊員の募集時期、活動期間、活動内容等、どのように現状お考えなのか、お伺いいたします。

○田中議長 答弁者、赤阪室長。

○赤阪地域戦略室長 協力隊員の募集でございますけれども、募集のほうは早々に実施したいと考えております。約1カ月程度の募集期間を経て、1次選考、こちらにつきましては書類による選考を考えております。次に、2次選考としまして、面接による選考を行い決定したいというふうに考えておりますが、この間約3カ月程度は必要かと。本年6月ぐらいをめどに調整を進めているところでございます。次に、活動期間につきましては、最長3年で1年ごとの更新を予定いたしております。それから、活動の内容でございますが、あくまでも予定でございますが、1年目は村のこと、あるいは森林の状況の把握、山主さんを中心に関係機関とのつながり、さらには各種研修会への参加、技術やノウハウの習得と。2年目は、習得した知識やノウハウを駆使した業務実践、また情報発信などを行っていただきたいと考えております。3年目には、業務の実践はもとより、隊員卒業後に向けた生業づくりの検討などを行っていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 先日、委員会のほうで、今回協力隊を森林組合さんのほうに委託するというふうに、たしかお伺いしたと思うんですけれども、その点についてもう少し詳しい説明とこのをいただけますでしょうか。

○田中議長 答弁者、赤阪室長。

○赤阪地域戦略室長 今回の協力隊のミッションでございます林業振興活動でございますが、村が抱える森林整備や林業振興の課題につきましては、林業事業者であります大阪府森林組合や大規模林家さんの方々の協力なしには解決できないというふうに考えております。また、3年後の隊員の生業づくりの面でも同様のことかと考えられます。これらのことから、村で直接任用するよりも林業事業者であります大阪府森林組合などに委託するという形がよいのではと考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁のほう、ありがとうございます。

本村は財政的にも厳しい局面を迎えていると認識しております。そのような現状認識のもとで、それでも本村はさらなる発展というものを目指していかなければならないわけで、その点において国の支援制度をいかに有効に活用することができるか、それが非常に重要であるというふうに考えております。住居など、さまざまな問題があるということは承知しておりますけれども、今後も継続的に地域おこし協力隊を募集していただきたいというふうに思います。

以上です。どうもありがとうございます。

○田中議長 第6番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党、井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

1点目に、災害時、非常時の対応を考えるということで、近年大型台風やゲリラ豪雨などの異常気象による災害、ここ十数年の間に必ず起こるとされる大規模な地震に備えて、さまざまな対応、対策が進められておりますが、本村においても、過去の経験を踏まえ改善はなされているのか、現状と今後の考えを伺いたいと思います。

1つ目に、平成29年の台風21号により、災害時に避難所であるくすのきホールが停電により機能しなくなり、対応に苦勞されたようですが、その原因と対策についてはどうなっているのか伺いたいと思います。

2つ目に、各避難所には一般職員等が見て対応できるマニュアルは備えているのか伺いたいと思います。

3点目に、災害備蓄品については、品目や必要品の取捨選択は定期的に行われているのか、またその際に住民の方の要望等は取り入れられているのか伺いたいと思います。

4点目ですが、以前質問させていただきました乳幼児用液体ミルクについては、導入の予定はあるのでしょうか。

この4点について伺いたいと思います。

2つ目の質問事項で、SDGsの理解と推進ということで伺いたいと思います。

SDGsとは、2015年9月に開かれた国連持続可能な開発サミットにおいて採択された国際社会が2030年を目指して解決すべき課題を明らかにした17の目標のことであります。国連が国際的な開発目標を設定するのは2度目で、最初の目標は2000年の国連総会で採択されたミレニアム開発目標、通称MDGsであります。そこには、201

5年までに達成すべき8つの目標が掲げられていたのですが、主に開発途上国が抱えていた課題であったので、日本では余り注目されませんでした。MDGsは一定の成果は得たものの、さまざまな課題が残され、その解決に向けてSDGsが設定されました。そのため、貧困や保健、医療、教育などのMDGsの開発目標と地球サミット以来の持続可能な開発に関する世界共通の目標の2つからこのSDGsは成り立っていて、先進国にも開発途上国にも共通の開発目標となっております。誰ひとり取り残さないことを目指して、国連の事務総長も行動の10年にしましょうと世界に呼びかけられています。日本では、政府のSDGs実施指針に、気候変動や貧困、格差、ジェンダーなどを優先課題とすることが明示されました。また、子どもたちが学べるように小・中学校の学習指導要領にSDGsを盛り込むことになりました。各目標は地球規模ではありますが、一人一人の節電や節水が目標につながるなど、身近な各個人の行動が重要になっております。

このような中、SDGsの理念に基づいて施策や事業を考え理解することが大事だと考えます。本村においても、理事者も住民もともに理解と促進に取り組むことが必要だと思いますが、現状と今後について伺いたいと思います。

以上であります。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 災害等非常時の対応を考えるについて御答弁申し上げます。

まず、1点目の避難所であるくすのきホールの停電対策についてでございますが、平成29年台風21号の際には、倒木等により停電となり、非常用発電機が作動しましたが、数時間しか電力供給ができなかったという事案がございました。国では、平成30年12月に防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の一つの取り組みとして、地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備を強力に推進していることから、人命救助の観点から重要な72時間は外部からの供給なしで非常電源を稼働可能とする措置が望ましいことを踏まえ、来年度以降計画予定であるくすのきホールの長寿命化事業の大規模改修工事实施設計作成の中で、非常用電源の設備改修を盛り込むなど、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の避難所の運営マニュアルについてでございますが、平成28年11月、千早赤阪村避難所開設運営マニュアルを策定し、そのマニュアルを基本に避難所運営を実施しているところでございます。

次に、3点目の災害備蓄品についてでございますが、災害時の備蓄については村地域防災計画及び大阪府の大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき備蓄目標量を定めており、定期的に点検及び更新しているところでございます。更新の際に

は、住民の皆さんの要望などは聴取しておりませんが、地域防災計画における備蓄供給体制の整備に基づき整備しているところでございます。

次に、乳幼児用液体ミルクの導入についてでございますが、昨年の6月議会において御答弁させていただいたとおり、災害時応援協定先と取り扱いの有無などについて協議をさせていただきました。協定先3事業者のうち、取り扱い可能業者が2業者あり、今後災害時応援協定の品目に追加するよう協議を進めるとともに、備蓄品に乳幼児用液体ミルクの導入を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 御答弁ありがとうございました。

以前質問した際にも御答弁いただき、発電機容量の不足等は認識してはいましたが、実際に使用されて改めて改善の必要性が確認され、早急に対応をお願いいたしたいと思えます。また、停電の原因は倒木等とのことですが、避難所の電源が簡単に落ちてしまうのは問題があると思えます。詳しい原因は把握され、またその後の対策等は確認されているのでしょうか。また、避難所のマニュアルですが、確かにしっかりとファイルに分厚くとじられたものが置いてあり、内容的には十分だと思えますが、実際運用されて十分使いこなされていたのか、また使いにくくはなかったのか、検証はされたのでしょうか。備蓄品についても、住民の方の要望等は反映されていないとのことですが、防災組織等での寄り合いの場で聞き取り等はできないでしょうか。特に、女性やお年寄りなどの災害弱者の方の意見は大事だと考えますが、いかがでしょうか。

また、液体ミルクについては、今回導入をしていただけると答弁いただき、うれしく思います。緊急時にお湯が沸かせない状況でも、大切な小さな命を守るためによりしくお願いいたします。また、全てを液体ミルクに置きかえるのではなく、粉ミルクとの併用でさらに安全・安心の度合いを高めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○田中議長 答弁者、日谷課長。

○日谷総務課長 再質問について御答弁させていただきます。

まず、1点目の停電の原因ということでございますが、先ほども御答弁させていただいたとおり、主に倒木というものと考えております。停電対策としましては、昨年4月に関西電力株式会社との間で優先復旧するための重要施設ということで、災害対策本部である役場庁舎であったり、あるいは各指定避難所をそういう重要施設として位置づけまして、早期に復旧に努めるよう協力連携を確認したというところでございます。今後も引き続

き、村といたしましても地域防災計画に基づきまして、指定避難所の設備の整備等について努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の避難所運営マニュアルの検証についてでございます。

マニュアルの検証については実施いたしておりませんが、今後職員が使いやすいマニュアルというのは基本になろうかと思っておりますので、その点について創意工夫して使いやすい形に考えていきたいというふうに考えております。

次に、3点目の備蓄品の住民の要望についてでございますが、さきに御答弁させていただいたとおり、村地域防災計画及び大阪府の大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づきまして、定期的に点検及び更新をしているところでございます。基本的には食料品であったり、生活必需品を確保するよう努めているということになっておりますので、基本的に住民の皆さんから改めて要望を聞く予定はございません。ただ、住民の皆さん、あるいは事業者の皆さんにおかれましては、いつ起こるか分からない災害の備えとしまして、みずから食料あるいは生活必需品の備蓄などを準備していただくと、そういう必要性があるということの啓発を進めていく必要があろうかなというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 済いません、要望にかえていただきたいと思えます。

要望といたしましては、近年の災害は想定外の事態が多く発生することを踏まえて、避難が長期化することも想定されます。過去の他事例も踏まえ、準備をお願いしたいと思います。また、避難所の手冊については、初動の部分だけでも簡素化していただいて、現在他府県でも結構採用されているんですけど、タイムラインの活用をしてはどうかと思えます。

災害への備えは、住民の生命及び財産を守るために極めて重要な取り組みであると考えます。厳しい財政運営や職員体制など、さまざまな課題はあると思われそうですが、できる限りの減災・防災の対策を進めていただくことを要望いたします。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、赤阪戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 地方自治体におけるSDGsの推進について御答弁申し上げます。

SDGsの取り組みは、一人一人が豊かさや安全・安心を実感できる社会へと発展するための基盤づくりにつながるものであり、誰ひとり取り残されない持続可能な世界の実現

に向け、大胆に変革していくことを基本理念に、経済、社会、環境という3つの側面を不可分として調和させ、貧困や格差の撲滅などに総合的に取り組んでいくこととされています。各地域では、SDGsを活用して地方創生を実現していこうという流れになっています。大阪府におきましても、2020年度にSDGs未来都市への提案を検討されており、府内自治体で提案募集に向けた認識の共有や自治体間連携について意見交換などを行う勉強会が行われており、村におきましてもこれらの勉強会に参加するなど、理解を深めるとともに、情報収集などに努めているところでございます。

今後、村の各種計画や戦略、方針の策定、改訂に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励し、SDGs達成に向けた取り組みを促進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

まずは、皆さんに周知して知っていただくには、できるだけ目に触れ、身近に感じていただくことが大事かと思えます。SDGsの認知度については、日経リサーチが2019年6月に20歳以上の男女1,000人を対象にSDGsに関する調査を実施し、SDGsについて知っているかを聞いたところ、認知度は37%でした。また、類似する調査でも27%と、現時点では広く国民に浸透しているとは言えないと考えます。まずは広く認知してもらうこと、また村の職員さん自身に、日ごろ携わっている業務がSDGsに貢献していることを自覚していただくことが大事だと考えます。地方自治法には、住民の福祉の増進を図ることを基本とあり、SDGsの誰ひとりとして取り残さないと同じ意味を含む言葉だと考えます。そう考えると、自治体事務の全てがSDGsに当てはまり、実施している事業が貢献していることになります。その事実を自覚し、やりがいにしてもらうために、また住民の方に認知し理解していただく助けとして、各部署で持つておられる名詞に適するSDGsのアイコンを取り入れたり、同じように役場内の案内表示にアイコンをともに表示するなど、工夫してみてもよいかと思えます。また、事業についての構成物にも、アイコンやSDGsについて表記するなどしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○田中議長 答弁者、赤阪室長。

○赤阪地域戦略室長 SDGsのアイコンを名詞や構成物に表記というふうな御提案でございますけども、先ほど御答弁しましたように、今後計画策定に当たってはSDGsの要

素を最大限に反映するというふうな御答弁もさせていただきましたが、SDGsのアイコン使用につきましては、例えばこういう事業が17目標のどれに当たるとか、そういった部分の表記の仕方にも一定のルールづくり、庁内でのルールづくり等も必要になってきうかと思ひます。このようないろいろの課題もござひますので、今後総合計画の策定の中でそういったことも検討をしていきたくて思ひます。また、当然先ほど御質問の中でもござひましたように、住民さんの認知が低いということもござひます。こういった点につきましても、村民の方々に一定理解していただくように、今後広報などを通じまして啓発等も行っていく必要があるのではないかとこのように思ひます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 すいませぬ、要望にかえさせていただきます。

SDGsの理念である公正共生、循環と誰ひとり取り残さないというスローガンに常に立ち返って、積極的に取り組んでいくことを望みたいと思ひます。ありがとうございます。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで、松本村長より挨拶がござひます。

松本村長。

○松本村長 本日、皆さんの御協力で令和2年度予算を可決いただきました。村は、税収が約4億7,000万円で、一般会計が35億円ということでござひまして、大体14%程度しか村税では収入が賄えないというところござひますが、地方交付税とか国、府の支出金、あるいは各種支援金、過疎債、臨財債などの支援を受けて運営を行い、やっと住民の安全・安心の中心でござひます庁舎建設に取りかかることができました。現在、建設に向けて進行中ござひます。議員の皆さんの御協力に心から感謝するところござひます。

ところが、御存じのとおり、コロナウイルスというのが全国的にというよりも世界的に蔓延してまいりました。私は、1月の初めごろに武漢の話聞いたときに、こんな問題ないなと思ひておったんですが、2月の初めから安倍総理が学校を全部休止しろというふうな話になってまいりまして、最近ではヨーロッパあたりも非常に感染者がふえまして、アメリカも多い。あるいは南米、あるいはAU諸国でも蔓延してあります。また、オリンピックも恐らく延期というふうになると思ひます。このように、3月いっぱい終息するかなと思ひておりましたが、多分この調子だとかなり長引くと思ひます。ただ、私はできる限り千早赤阪村へはコロナが来ないようにということを念じながら、精いっぱいこ

れからコロナ対策に励んでいきたいと思ひます。非常に不自由なことになるかも知れませんが、ぜひ議員皆さんの御協力を得ながら、安全・安心な村づくりに精いっぱい向かってまいりますので、どうぞよろしくこれからも御協力いただきますようお願いいたします。簡単でございますが、議会の終わりの御挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和2年第1回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

午後2時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 田 中 博 治

議 員 千 福 清 英

議 員 藤 浦 稔